

平成28年6月29日

株主各位

東京都中央区明石町8番1号
三機工業株式会社
代表取締役社長 長谷川 勉

第92回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。
さて、本日開催の当社第92回定時株主総会において、
下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し
あげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は上記の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
本件は原案どおり承認可決されました。
（期末配当金は、1株につき9円の普通配当に特別配当12円を加え、合計1株につき21円であります。）
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は原案どおり承認可決されました。
変更の内容は、つぎのとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

変更前定款	変更後定款
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条～第26条（省略）	第19条～第26条（現行どおり）
第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

変更前定款	変更後定款
<p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第34条（省略）</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第34条（現行どおり）</p>
<p>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる</u>。</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる</u>。</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、梶浦卓一、長谷川勉、玖村信夫、藤井日出海、本松 卓、川辺善生、山本幸央、西尾弘樹の8氏が再選され重任し、新たに額賀 信氏が選任され就任いたしました。

なお、山本幸央、西尾弘樹、額賀 信の各氏は、社外取締役であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、古村昌人氏が再選され重任し、新たに福井博俊氏が選任され就任いたしました。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、補欠監査役として、阿部隆哉氏が選任されました。

なお、同氏は、補欠の社外監査役であります。

なお、本総会終了後の取締役会の決議で、代表取締役が次のとおり選定され、就任いたしました。

代表取締役会長 梶 浦 卓 一

代表取締役社長 長谷川 勉（社長執行役員兼務）

以 上

期末配当金のお支払いについて

第92期期末配当金は、同封の「配当金領収証」により、払渡し期間内（平成28年6月30日から平成28年8月1日まで）にお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

上場株式配当等の支払いに関する通知書について

「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。

ただし、株式数比例配分方式をご指定の株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社等にご確認をお願いします。